

平成 31 年 3 月 27 日

平成 31 年度防衛省調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、防衛省においては、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）に基づき、また、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議決定）を活用しつつ、防衛省の調達の特性に配慮し改善の取組を一層強化することとする。

また、引き続き、中期防衛力整備計画に示された調達の効率化にも取り組むこととする。

以上を踏まえ、その具体的な取組内容や目標などを定める「調達改善計画」を以下のとおり策定する。

1. 防衛省の調達の現状分析

（1）全体像

防衛省における調達は、装備品等を中心とした「中央調達」とそれ以外の調達である「地方調達」に分類される。

平成29年度における調達の総額を、中央調達と地方調達とに区分して示したものが表 1 である。

中央調達については、装備品等の調達における一連の業務を効率的かつ適正・的確に処理するという観点から防衛装備庁において一元的に実施している。地方調達については、防衛省の任務・業務の特性上、内部部局をはじめ、全国に基地・駐屯地等が所在しており、それぞれの実態に応じて必要な物品等を調達することから、全国に置かれた400を超える会計機関において実施している。

表1 平成29年度 防衛省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

	公共工事等		物品役務等		合計	
	契約件数	金額	契約件数	金額	契約件数	金額
中央調達	0 (0%)	0 (0%)	5,516 (13%)	15,648 (60%)	5,516 (13%)	15,648 (54%)
情報システム	0 (0%)	0 (0%)	260 (1%)	1,183 (5%)	260 (1%)	1,183 (4%)
調査研究	0 (0%)	0 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	2 (0%)	0 (0%)
地方調達	1,562 (100%)	2,850 (100%)	35,537 (87%)	10,284 (40%)	37,099 (87%)	13,134 (46%)
公共工事	1,313 (84%)	2,809 (99%)	0 (0%)	0 (0%)	1,313 (3%)	2,809 (10%)
公共工事に係る調査 及び設計業務等	249 (16%)	41 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	249 (1%)	41 (0%)
電力	0 (0%)	0 (0%)	469 (1%)	212 (1%)	469 (1%)	212 (1%)
ガス	0 (0%)	0 (0%)	72 (0%)	18 (0%)	72 (0%)	18 (0%)
調査研究	0 (0%)	0 (0%)	140 (0%)	21 (0%)	140 (0%)	21 (0%)
競争的資金による 研究	0 (0%)	0 (0%)	33 (0%)	96 (0%)	33 (0%)	96 (0%)
合計	1,562 (100%)	2,850 (100%)	41,053 (100%)	25,932 (100%)	42,615 (100%)	28,782 (100%)

※1 上記は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき集計したデータにより作成。（少額随意契約は含まない。）

※2 中央調達とは防衛装備庁で行う、自衛隊の装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務（修理、輸送等）で防衛大臣の定める主要なものの調達。

※3 地方調達とは、中央調達以外で各機関で実施する調達。

※4 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費。

※5 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査。

※6 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究。

※7 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【防衛省の調達の現状】

- ・ 防衛省の平成29年度における調達規模は約2兆8,782億円である。
- ・ 物品役務等における中央調達の金額の割合が高く、金額の6割を占めており、その調達対象は主要な装備品等の調達になっている。
なお、装備品等の調達の多くはその特性上随意契約を採用している。

● その背景には、

- ① 装備品等の調達においては、全般的に特殊な仕様や最先端技術等が必要であることに加え、航空機製造事業法又は武器等製造法による被

許可者が限定される、装備品等を開発した外国企業からの実施権の取得者が限定される、外国企業からの販売代理権の取得者が限定されるなどの状況がある。

- ② このため、製造・提供できる企業が限定され、競争参加者の増加が困難なことが多く、このような市場では競争原理が働きにくい。
- ③ 特に、中央調達により調達している主要な装備品等は、開発を行った企業以外では、製造が実質的に困難である。

といった装備品等が有する特殊性があるものと考えられる。

(2) 防衛省における調達の契約種別

平成 29 年度の調達を契約方式別に分類したものが表 2 である。

表 2 平成 29 年度 防衛省における調達の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	18,516	43%	5,533	19%
	企画競争による随意契約	57	0%	46	0%
	公募による随意契約	10,685	25%	4,583	16%
	不落・不調による随意契約	2,897	7%	3,569	12%
	小計	32,155	76%	13,731	48%
競争性のない随意契約		10,460	24%	15,051	52%
合計		42,615	100%	28,782	100%

(注1) 上記は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき集計したデータにより作成。(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【防衛省の調達の現状】

- ・ 競争性のある契約方式を採用している契約件数については、32,155 件(76%)であり、このうち、競争入札(一般競争入札等)を採用している契約件数は、18,516 件(43%)である。
 - ・ ここ数年、競争性のある契約方式を採用している契約件数の割合については、調達全体の 8 割程度、また競争入札(一般競争入札等)を採用している契約件数の割合については、調達全体の 4 割程度となっており、前年度と概ね同水準に維持している。
 - ・ 競争性のない随意契約については、件数では調達全体の 2 割程度であるものの、金額では半数以上を占めている。
- 競争性のない随意契約の改善に当たっては、競争性のない随意契約は前項の防衛省の特色が影響する部分もあるが、

それ以外のものについては、以下の点に留意し改善に努めていく。

- ① 防衛省においては、近年、競争性や透明性の確保の観点から、従前の競争性のない随意契約について、納入期限等の発注条件及び仕様書を見直すこと等によって一般競争入札に移行する、あるいはこれらが困難な場合には、企画競争や公募といった一定の競争性が担保された随意契約方式に移行する、などの見直しを進めてきたところであり、当該取組については引き続き実施していく。
- ② さらに、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、積極的な情報収集等により適正な予定価格の算定に努めるなど価格面の適正化に取り組んでいく。

(3) 防衛省における調達の実況

平成 29 年度の実況入札等の状況を応札者数に応じて示したものが表 3 である。

表 3 平成 29 年度 防衛省における調達の応札状況 (単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	5,082	1,654	13,434	3,878	18,516	5,533
割合	27%	30%	73%	70%	100%	100%
企画競争による随意契約	40	38	17	8	57	46
割合	70%	83%	30%	17%	100%	100%
公募による随意契約	10,264	4,529	421	54	10,685	4,583
割合	96%	99%	4%	1%	100%	100%

※1 上記は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき集計したデータにより作成。(少額随意契約は対象外)

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 「公募による随意契約」には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものを含む。

【防衛省の調達の現状】

- ・ 競争入札のうち一者応札が占める契約件数は、5,082 件 (27%) であり、ここ数年、競争入札のうち一者応札が占める契約件数の割合については、競争入札全体の 3 割程度となっており、前年度と概ね同水準に維持している。
- 一者応札の改善に当たっては、
競争入札のうち一者応札の案件については、地域性等の参入障壁が影響しているものがあると考えられるが、業者アンケート等による現状把握を実施し、その要因の改善に努めていく。

(4) 必要な取組の方向性

調達にあたっては、引き続き、一者応札の改善も含め競争性の確保・向上に係る取組を推進するとともに、競争性が働きにくい主要な装備品等の調達においても各種取組を実施することにより、効率的で適切な調達に努めていく。なお、そのための具体的な取組内容や目標については、「2. 調達改善への取組」(別紙1及び別紙2)において示す。

2. 調達改善への取組

(1) 重点的・共通的な取組

別紙1に記載のとおり。

(2) その他の取組

別紙2に記載のとおり。

3. 自己評価の実施方法

上半期終了時点及び年度終了時点において、調達改善計画の取組状況の把握及び効果の検証を実施し、その内容を踏まえ、自己評価を行う。また、自己評価結果等を踏まえ、必要に応じ、調達改善計画の見直しを行う。

4. 調達改善の推進体制

調達改善計画の策定、実施状況の把握及び自己評価は、別に定める「防衛省行政事業レビュー推進チーム」を活用して実施する。

また、調達改善計画の策定及び自己評価の実施にあたっては、別に定める「防衛省行政事業レビュー外部有識者会合」の意見を求めるものとする。

なお、調達改善計画の内容及び自己評価結果については、防衛省ホームページ上において公表するものとする。

表４ 【参考資料】平成２９年度防衛省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
（中央調達・地方調達別）

（単位：件、億円）

	中央調達		地方調達		合計	
	契約件数	金額	契約件数	金額	契約件数	金額
公共事業等	0 (0%)	0 (0%)	383 (9%)	740 (60%)	383 (8%)	740 (45%)
公共工事	0 (0%)	0 (0%)	338 (8%)	731 (59%)	338 (7%)	731 (44%)
公共工事に係る調査 及び設計業務等	0 (0%)	0 (0%)	45 (1%)	10 (1%)	45 (1%)	10 (1%)
物品役務等	641 (100%)	409 (100%)	4,058 (91%)	505 (41%)	4,699 (93%)	914 (55%)
情報システム	13 (2%)	29 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	13 (0%)	29 (2%)
電力	0 (0%)	0 (0%)	160 (4%)	64 (5%)	160 (3%)	64 (4%)
ガス	0 (0%)	0 (0%)	32 (1%)	11 (1%)	32 (1%)	11 (1%)
調査研究	0 (0%)	0 (0%)	35 (1%)	7 (1%)	35 (1%)	7 (0%)
競争的資金によ る研究	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合計	641 (100%)	409 (100%)	4,441 (100%)	1,245 (100%)	5,082 (100%)	1,654 (100%)

※１ 上記は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき集計したデータにより作成。（少額随意契約は含まない。）

※２ 中央調達とは防衛装備庁で行う、自衛隊の装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務（修理、輸送等）で防衛大臣の定める主要なものの調達。

※３ 地方調達とは、中央調達以外で各機関で実施する調達。

※４ 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費。

※５ 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査。

※６ 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究。

※７ 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●一者応札の改善				
【一者応札となった原因等の把握】 ・応札意思のあつた事業者に対し、応札に参加しなかった要因についてのヒアリングやアンケートを実施し、一者応札となった要因の把握と分析に努める。	継続			
【発注条件や仕様書の見直し】 ・仕様書等において、競争を事実上制限するような応札条件を付さず、必要最低限の設定となるように努める。 なお、仕様書等の見直しに当たっては、複数者の参入見込みがないなかで仕様の緩和をした場合には、既存業者のみ有利となり、競争性の拡大つながらない場合があることも留意する。 ・汎用消耗品の調達に当たっては、分野の異なる調達品目をまとめて発注するのではなく、事務用消耗品などの類似分野ごとに分類して調達するよう努める。	継続			
【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】 ・公告時期を前倒すことにより、事業者の準備期間を確保することに努める。事業者の準備期間の確保に当たっては官側の事務処理期間を含めた真に必要な期間を検討のうえ設定する。 ・入札実施後の契約履行期間を確保することで、履行期間が足りず応札を断念している事業者が入札に参加できるよう、契約履行期間の確保に努める。	継続			
【ホームページ等を活用した調達情報の積極的発信】 ・新規参入者にも配慮して、入札情報及び入札書のひな形、契約条項等をホームページに掲載するよう努める。 ・防衛省の各会計機関等の調達情報へのリンク先を防衛省ホームページ上に掲載するよう努める。 ・入札公告前の調達予定情報を事前に掲載するよう努める。	継続	自己評価時に記載		
【工事契約における一者応札の改善の取組】 ・地方防衛局発注の工事契約における一者応札について、本省及び地方防衛局間で連携し、原因分析を行うなど、引き続き、その改善に努める。	継続			
●適切な随意契約の締結				
【適正な契約方式の適用】 ・従前の競争性のない随意契約について、発注条件や仕様書を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。 ・競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達についても、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体において、随意契約の理由とその内容を審査することにより、適切な契約方式の確保に努める。	継続			
【より適正な価格での調達に向けた取組】 ・予定価格の算定に当たっては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報や調達する財・サービス価格の積算構造に関する情報について、インターネットや公刊行物の確認、他省庁等への聞き取りなどの手段を用いて可能な限り収集し、適正な積算に努める。	継続			
【少額随意契約の更なる改善】 ・少額随意契約とすることが可能な金額においても一般競争入札とすることや少額随意契約となるような様々な調達案件を集約化して一般競争入札に付することにより、競争性の確保に努める。 ・複数の官署において、少額随意契約による場合でも見積書を徴する相手方を官側から指定することなく、調達内容をホームページ等に公示し見積合せを行うオープンカウンター方式による随意契約を行うことにより、応札機会の拡大に努める。	継続			

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●契約制度の改善				
【随意契約の見直し】 ・およそ競争性が期待できない防衛装備品の調達において、形式的な入札等を行い、結果として、一者応札を繰り返すことは適正性、効率性合理性及び経済性のいずれも満たさないと考えられることから、詳細な見積内訳等の提出が担保でき、より適正な予定価格の算定が可能となるなどその合理性を見込み、契約相手方が一者に限られる契約について、随意契約の対象として類型化を実施している(例えば、外国企業からの実施権の取得者が一者に限られる防衛装備品のライセンス国産等)。 ・随意契約の実施にあたっては、継続的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性に努める。	継続			
【インセンティブ契約制度の促進】 ・企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度を実施し、その促進に努める。	継続			
●汎用的な物品役務における共同調達等の有効活用				
・地方支分部局における取組のほか、市ヶ谷地区をはじめとした各地区においても近傍の部隊や機関の官署間での一括調達の拡大や対象品目の拡大に努める。 ・他省庁との共同調達の推進に努める。	継続		自己評価時に記載	
●工事の調達				
・透明性・公正性を確保する観点から一般競争入札による調達を実施するとともに、低価格入札による品質低下を防ぎ、品質の確保を図るため、総合評価落札方式の導入を拡大を図り、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用するなど、適正な調達の実施に努めている。引き続き、取組を推進するとともに、調達の現状を踏まえた改善を実施し、より適正な調達に努める。	継続			
●調達及び契約手法の多様化				
【総合評価落札方式及び企画競争】 ・総合評価落札方式又は企画競争の実施に当たっては、適切に実施しているところであるが、企画競争については、真に適切かつやむを得ないものであることが求められることから、企画競争に該当するような案件の調達に際しては、適宜、十分な検討を行い、より競争性のある契約方式への移行に努める。	継続			
【クレジットカード決済に関する取組】 ・事務負担の軽減、割引制度の活用を期待し、海外出張経費等の精算、高速道路料金の支払い(ETCカード)において、引き続き、本取組の推進に努める。	継続			
●人材育成、情報共有等				
・防衛省全体の調達改善等の重要性を踏まえ、内部部局、防衛装備庁をはじめ、各機関においては、調達に従事する職員に対して、職員の法令遵守意識の向上や任務遂行に必要な知識・技能の習得などを目的に各種研修等を実施しており、これら教育を通じて、調達業務の適正化に努める。	継続			